「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」 の趣旨等について

平成22年12月

山口県議会

「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」逐条解説

〔前 文〕

私たちのふるさと山口県は、温暖な気候のもと、緑あふれる中国山地、数多くの清流、日本海、響灘、瀬戸内海と三方に開けた海など、多彩で豊かな自然に恵まれている。

とりわけ、本県の中山間地域に広がる里山は、人と自然が共存する日本の原風 景とも言える貴重な水源と伝統に支えられ営々と築かれてきたたたずまいを残し、 棚田に代表されるように、全国に誇るべき本県のかけがえのない財産である。

また、本県周辺の海域は、国立公園又は国定公園に指定された美しい景観を構成する多くの島々や海岸線に加え、海流や岩礁など自然的条件に恵まれていることから、魚類が豊富であり、長く水産県の名をほしいままにしてきた。

このような多彩で豊かな自然は、豊かで潤いのある県民生活を確保するための 地産地消を推進する上で、農林水産業をはじめとするふるさと産業の重要な生産 基盤となっている。

こうした恵み豊かな美しい自然や良好な景観は、快適な生活環境を確保しようとする先人の日々の取組の積み重ねによって培われてきたものであり、高齢化が進み、止むことのない人口減少に悩まされる時代にありながらも、こうした環境を営々と守ってきた取組の記憶と併せて将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの使命である。

しかしながら、近年、里山における廃棄物の不法投棄は、美しい景観を損ねるだけでなく、水源の水質の悪化を招くなど、私たちの生活環境に影響を及ぼしている。一方、海洋漂流ごみ、海岸漂着ごみ及び海底堆積ごみの増大は、美しい自然や良好な景観への影響ばかりか、漁獲の妨げとなるなど水産業に深刻な影響を及ぼしており、その発生の抑制と円滑な処理は、今や周辺国と連携して取り組まなければならない国際的な課題となっている。

このため、私たち一人一人が、ふるさとの美しい自然や良好な景観がかけがえのない財産であることを深く認識しつつ、身近な日常生活の中で環境の美化の取組を実践するとともに、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、環境の保全及び再生に寄与することを旨として、豊かで美しい県土づくりを推進していくことが極めて重要となっている。

ここに私たちは、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境の美化 及び保全に係る運動を展開するとともに、限りある環境の中で、環境への負荷の 少ない持続的な発展が可能な社会を構築することにより、健全で恵み豊かな快適 環境県やまぐちの創造を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

【趣 旨】

本県の豊かな自然及び景観並びに現在の状況を認識するとともに、本条例の制定に至った背景や、県民総参加による運動を展開し、将来に快適な環境を引き継いでいくべき責務を明確にすることで、本条例を制定する必要性をうたい上げるために、特に前文を設けたものである。

【解 説】

1 前段においては、我々のふるさと山口県がどれほど豊かで美しい自然に恵まれているか、また、それらがどれほど先人の営々とした取組や伝統に支えられてきたか、を紹介し、両者を併せて次代に引き継ぐ使命とともに、快適な生活環境を確保していく上での課題を示している。

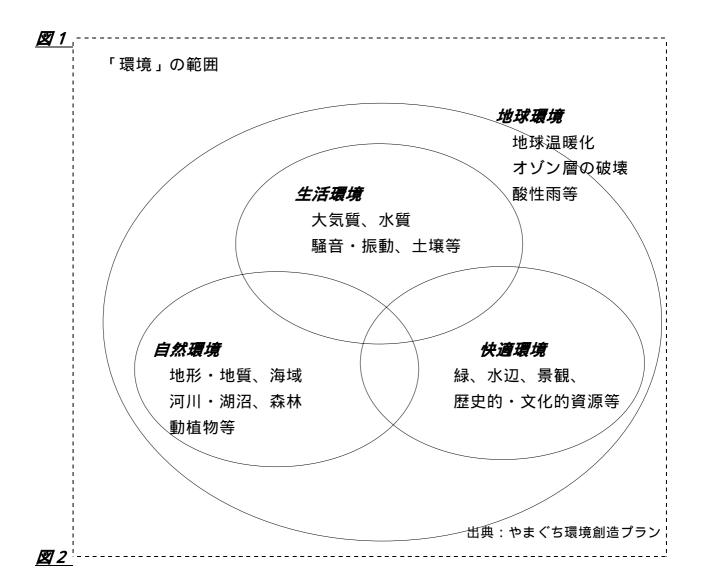
前段の中で特出ししている「里山」は、中山間地域が県土の約7割をも占める本県において、日々の暮らしに結びついた風景である。地域活性化の面でハンデを負ってきたことは否めず、だからこそ本県1本目の議員提案条例である山口県中山間地域振興条例(平成18年山口県条例第51号)は、この地域にいかに活力を取り戻させるか、に主眼を置いて制定されたところである。

また、「里山」は、平成22年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性を守り自然と共生するかたち・キーワード(SATOYAMA)にもなるなど、本県が率先して守っていかなければならない、世界に誇るべき環境であり、営みの歴史である。

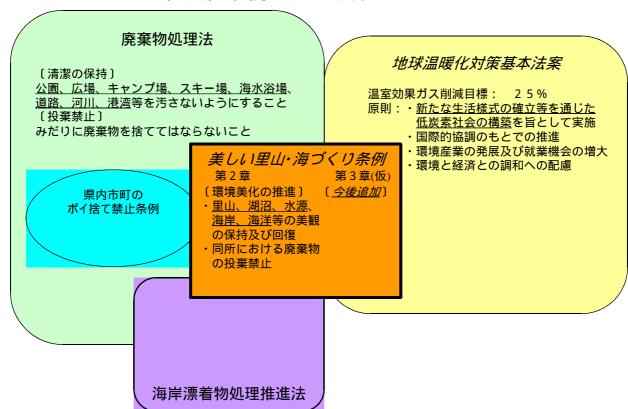
全国一を誇る天然記念物件数(43件)も、先人による保護に向けた取組なくしては語れない。

2 後段においては、前段の世界に誇るべき環境や営みの歴史を踏まえ、我々一人一人が環境の保全や再生の必要性を認識し、このかけがえのない財産の保全及び創造を目指して、この条例を制定することを明示している。特に、本県が全国に誇る里山と海に着目したのは、いわゆる環境美化条例が既に多くの道県で制定されてはいるが、いずれも陸域中心の構成であり、県内のほとんどの市町で制定されているポイ捨て禁止条例も同様であるからである。そこで、図2に示したように、他法他条例とのすみ分けを検証すると、本県の目指すところは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)の規制範囲内とは言え、独自性があるものと思料する。

本条例の最終的に目指すところは、単に環境の美化及び保全に係る運動の展開にとどまらず、低炭素社会の構築など、健全で恵み豊かな環境の創造である。時あたかも、国において、温室効果ガス削減目標を掲げた地球温暖化対策基本法案が国民的議論を呼んでいる。本県としては、国の今後の動きを見ながら、いずれ第3章を設け、県民運動の展開を図ることとする。



他法他条例とのすみ分けについて



3 なお、「ふるさと産業」とは、県内で生産活動を営み、またはサービスの提供を行う産業をいい、本県2本目の議員提案条例である山口県ふるさと産業振興条例(平成20年山口県条例第51号)第2条第1項)で初めて規定された用語である。また、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。(山口県環境基本条例第2条第1項)

【参考】

- ・国立公園:自然公園法(昭和32年法律第 161号)第2条第2号に規定する自然 公園[瀬戸内海]
- ・国定公園:自然公園法(昭和32年法律第 161号)第2条第3号に規定する自然 公園〔西中国山地、北長門海岸、秋吉台〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美しく快適な山口県づくりについて、基本理念を定め、特に環境の美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、前文を踏まえて、本条例の目的を定めたものである。

前文が掲げる美しく快適な山口県づくりについて基本理念を定めるとともに、特に県民総参加による環境の美化及び保全に係る運動を展開するに当たっての必要事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指している。

どこにでもあるありふれた環境であればあるほど、いつの間にか失われたときになって初めて、その貴重なることがわかることから、現状を深く認識し、手後れにならないうちに実践活動に結びつけていくことが重要である。

【解説】

1 「美しく快適な山口県づくり」(=現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保)とは、身近な生活環境の保全をはじめ、生物多様性を含む自然環境、快適環境、地球環境へと広がる環境(図1)を総合的に捉えて、その保全を図ることを目的として、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいけるよう、

環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築のための県民、事業者、 行政等が一体となった運動(取組)のことをいう。

2 「関係団体」とは、環境に関するNPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人)、いわゆる公益法人及び法人格のない団体その他県及び市町の環境政策に協力する民間団体をいう。

(定義)

- 第2条 この条例において「県民等」とは、県民、県内に滞在する者及び県内を 通過する者をいう。
- 2 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- 3 この条例において「美観」とは、美しい自然及び良好な景観をいう。
- 4 この条例において「里山」とは、人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、 又は近接する土地のうち、人が維持管理し、若しくはかつてしていた一団の樹 林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況を呈している土 地とが一体となっているものをいう。

【趣 旨】

本条は、本条例に必要な用語を定義したものである。

【解 説】

- 1 第1項に定める「県民等」とは、山口県内に住所を有する者、山口県内にある期間留まっている者(県内に滞在する者)、山口県内を徒歩又は交通機関により 通り過ぎる者(県内を通過する者)をいう。
- 2 第2項に定める「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいう。 〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項〕

(基本理念)

- 第3条 美しく快適な山口県づくりは、自らが行うという認識の下に、県、市町、 事業者、県民等及び関係団体が、その責務又は役割を自覚して遂行することに より行われなければならない。
- 2 美しく快適な山口県づくりは、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、 相互に連携を図りながら協働することにより行われなければならない。

【趣 旨】

美しく快適な山口県づくり(=快適環境県やまぐちの創造)の主体が県、市町、 事業者、県民等及び関係団体である旨を規定し、その実現に当たっては、県ととも に市町、事業者、県民等及び関係団体が責任主体として相互に連携協力することが 要請されることを定めたものである。

【解 説】

- 1 第1項は、今日の環境問題が、日常生活や事業活動に起因して発生しているところが大きいことから、その解決のためには、我々一人一人がその責務と役割を自覚して自主的、積極的に美しく快適な山口県づくりに取り組んでいくことを基本理念として定めたものである。
- 2 第 2 項は、美しく快適な山口県づくりに取り組むに当たっては、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が相互に連携し、協力しながら取組を推進することを基本理念として定めたものである。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと り、美しく快適な山口県づくり、とりわけ環境の美化の推進に関する総合的な 施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、環境美化施策を推進するため、市町と連携を図るとともに、市町が行う環境美化施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 県は、環境美化施策を推進するため、必要に応じ、国又は他の地方公共団体 に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

【趣 旨】

本条は、環境美化施策の推進に当たり、県の果たすべき役割を定めたものである。

【解 説】

- 1 第1項は、県を美しく快適な山口県づくりの公的主体と捉える一方で、第3章 が立ち上げられない現状の中では、県が環境保全についての基本理念にのっとり、 環境美化施策を策定・実施する責務を有する旨を規定している。
- 2 第2項は、県は、環境美化施策を推進するに当たり、市町と連携を図り、必要な支援に努めるとともに、必要に応じ国や市町に必要な措置を要請するよう規定している。

なお、「情報の提供、技術的な助言その他必要な支援」とは、市町の独自性、 自主性を尊重しながら、県・市町間の役割分担に基づき、取組の状況(取組手法、 取組の規模等)についての情報提供や取組に対する助言ないし必要な支援を行う ことをいう。

3 第2項は、県と市町は対等の関係であるものの、県の施策を推進していく上で、 市町の協力が不可欠であることから、「市町との連携」を規定し、必要な情報の 提供や技術的な助言を行うこととしたものである。

なお、「市町との連携」とは、環境美化施策を推進する際の一般的な相互協力 をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、美観の保持及び回復に努めるとともに、これらに関する従業者の意識の啓発に努め、県及び市町が行う環境美化施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、事業活動を行うに当たり、事業者の果たすべき責務を定めたものである。

【解 説】

1 一般的に、事業者が環境に影響を及ぼす活動主体であるため、県民等と区別して、事業活動に当たって環境の保全に配慮するよう責務を明示している。

具体的には、例えば、事業者が自動販売機を道沿いに設置するに当たり、空き 缶の改修容器を付設するなど、事業者が自己の事業を行うに当たっての美観の保 持及び回復、環境の適正な保全のために必要な措置を講ずる責務及びその従業者 への意識啓発を行う責務とともに、県及び市町が行う環境美化施策への協力責務 が定められている。

また、環境美化活動への事業者としての自主的な支援を促すため、第10条に環境美化活動の連携協力体制整備に係る規定を設けている。

2 本条例で「事業者」とは、農林水産業、商業、工業、金融業その他の経済的活動を行うすべてのもの(営利事業であるかどうかは問わない。)をいい、「従業者」とは、その事業者が行う業務に従事している者をいう。

また、「意識の啓発」とは、具体的には、従業者による事務所周辺の清掃や、地元自治会の清掃活動への参加を促すことなどをいう。

(県民等の責務)

第6条 県民等は、基本理念にのっとり、地域の環境の美化に関する活動(以下「環境美化活動」という。)を自ら進んで行うとともに、県及び市町が行う環境美化施策に協力するよう努めるものとする。

【趣 旨】

県民等の責務として、環境美化活動への自主的な取組と、県及び市町の実施する 環境美化施策への自主的な参加や協力を求めたものである。

【解説】

県民等の日常生活に伴って生ずる環境への負荷(生活排水、生活ごみ、排気ガス等)によっても環境が損なわれるため、日常生活レベルでの自主的な環境保全活動の取組の重要性を規定したものである。

このため、施策手法として、第9条の自発的な活動への支援、第11条の県民一斉 環境美化活動促進期間の設定や第12条の環境学習等の実施などが必要となる。

第2章 環境の美化の推進

(美観の保持及び回復並びに廃棄物の投棄の禁止)

- 第7条 何人も、里山、湖沼、海岸、海洋その他公共の場所の美観の保持及び回 復に努めなければならない。
- 2 何人も、水源及び水源に影響があると認められる地域の保護に努めなければ ならない。
- 3 何人も、里山、湖沼、海岸、海洋、水源その他公共の場所においてみだりに 廃棄物を捨ててはならない。

【趣 旨】

誰もが公共の場所の美観の保持及び回復並びに水源の保護に努めるとともに、廃棄物を投棄しない義務があることを定めたものである。

【解 説】

1 第1項は、あらゆるすべての者(日本国民以外も含む。)が里山、湖沼、海岸、 海洋その他公共の場所の美観の保持及び回復に努めなければならないことを規定 している。

前文の解説で記したように、本県が誇るべき里山と海を特に列挙して、美観の保持及び回復の対象としている。これには、図2で示しているように、他法他条例とのすみ分けの必要性からも、当然導かれるものであり、陸域中心の先行例とも一線を画するものである。

ここにいう「その他公共の場所」とは、不特定多数の者が自由に利用し、または出入りすることができる場所で、道路、公園、広場、駅、興行場、集会場、社寺の境内、河川、港湾などをいい、公共の場所は、屋内か屋外か、また公有か私有かを問わない。

また、「美観の保持及び回復」とは、清掃等により美しく保つこと、もとどお

りにすること等をいう。

- 2 第2項は、あらゆるすべての者(日本国民以外も含む。)が上水道や工業用水 道の水源及び水源に影響があると認められる地域において、有害物質を含んだ汚 水の地下浸透による水質の汚濁及び土壌の汚染を防止する趣旨であるが、さらに は、本条例の趣旨に反する水源の独占的な使用も禁止行為の対象となる。
- 3 第3項は、あらゆるすべての者(日本国民以外も含む。)が廃棄物を不法投棄することを禁じる旨規定している。本条例では、特に罰則規定は設けていないが、県内のほとんどの市町で整備されているポイ捨て禁止条例(一部罰則規定あり)において、規制対象エリアに里山、海洋や水源が付加されることを期待するものである。

(基本方針)

- 第8条 知事は、環境美化施策を推進するための基本方針を策定しなければなら ない。
- 2 前項に規定する基本方針(以下「基本方針」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の美化についての広報に関する事項
 - (2) 環境の美化の推進体制に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の美化に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

【趣 旨】

環境美化施策の推進のため、基本方針の策定及びその手続きについて関係規定を 整備したものである。

【解 説】

- 1 第1項は、基本方針の策定主体が知事であることを規定している。
- 2 第 2 項は、基本方針に掲げる事項として、 環境美化についての広報、 環境 美化の推進体制、 その他必要な事項の 3 項目を規定している。

「環境の美化についての広報に関する事項」とは、県の広報、ポスター・パンフレット等の作成、インターネットの活用など広報のあり方や、県民一斉環境美化活動への参加、従業者教育の実施など事業者や県民等に対する周知内容をいい、「環境の美化の推進体制に関する事項」とは、県民の輪を広げる運動、NPO法

人等のネットワークづくり、モデル事業の実施、環境美化促進協定の締結その他 関係団体との連携協力体制の整備などに関する内容をいう。

- 3 第3項は、基本方針の策定に当たり、県民の意見を反映することができるような審議会の設置、関係団体からの意見聴取の実施、または意見募集(パブリックコメント)の実施などの措置を講ずるよう規定している。
- 4 第4項は、基本方針の公表を規定している。公表の形式としては、ホームページへの掲載、印刷物の配布等の方法がある。
- 5 第5項は、基本方針(第2項各号に掲げる事項(軽微なものを除く。))の変更を行った場合も、第3項及び第4項の手続きを経ることを規定している。

(環境美化活動の支援)

第9条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う環境美化活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

県民等及び関係団体が、自主的、主体的に環境美化活動を行うことが促進されるよう、必要とされる人的・財政的な支援を県が行うことを定めたものである。

【解 説】

- 1 「自発的に行う環境美化活動」とは、日常生活レベルでの自主的、主体的な環境保全活動(市町・自治会単位の一斉清掃、企業単位の一斉清掃など)をいう。
- 2 「必要な支援」とは、情報提供、普及啓発、技術的助言その他環境美化活動に 必要な支援(傷害保険その他ごみ収集等に係る各種便宜供与)をいう。

(環境美化活動の連携協力体制)

- 第10条 知事は、美観の保持及び回復のため必要があると認めるときは、事業者 及び関係団体との間において、次に掲げる事項について、環境美化活動の連携 協力体制を整備することができる。
 - (1) 環境美化活動に関する県民等の意識の啓発に関する事項
 - (2) 県民等と連携して行う環境美化活動に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境美化活動に関する事項

【趣 旨】

本条例の基本理念にのっとり、県民等の環境美化意識の高揚や、県土の美観の保持及び回復の促進を図るために必要と認められたとき、知事が事業者及び関係団体との間で、連携協定の締結、協力の依頼など各種連携協力体制を整備できることを 定めたものである。

【解説】

- 1 県との「連携協力体制」の整備とは、環境美化活動におけるごみ搬送用トラック等機材の提供、人員の確保など、事業者及び関係団体が地域貢献の一環として行う便宜供与・人的支援に係る協力関係の構築であり、連携協定の締結や県からの協力依頼などにより実施することになる。
- 2 第1号に規定する「県民等の意識の啓発」とは、ポスターの屋内掲示、自社ホームページへの掲載などをいう。
- 3 第2号に規定する「県民等と連携して行う環境美化活動」とは、事業者及び関係団体が、地域の県民等と協力して実施する地元清掃などをいう。

(県民一斉環境美化活動促進期間)

- 第11条 県は、美観の保持及び回復に対する事業者及び県民等の関心及び理解を深めるため、県民一斉環境美化活動促進期間を設ける。
- 2 県は、県民一斉環境美化活動促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

【趣 旨】

県内の事業者及び県民等が一斉に環境美化活動を実施する促進期間を条例上明文 化することで、県民総参加による運動への意識醸成を図ることを定めたものである。

【解説】

- 1 第1項は、美観の保持及び回復、具体的には廃棄物の投棄の禁止について、事業者及び県民等が興味や積極的な心構えを持つための促進期間を設定するよう規定している。
- 2 第2項に規定する「促進期間の趣旨にふさわしい事業」としては、県民等や環境美化活動促進協定を締結した事業者及び関係団体の参画を得たモデル的な環境 美化活動、各市町の協力により里山や海を対象として行う清掃活動、顕彰行事等 が考えられる。

【参考】

環境関連活動促進月間等一覧

- ・環境月間(6月)
- ・漂着ごみ一斉清掃(6月~7月)
- ・リサイクル運動推進月間(10月)
- ・不法投棄防止強化月間(6月)
- ・循環型社会形成推進月間(10月)
- ・自然公園クリーンデー(8月)

(学習の振興等)

第12条 県は、美観の保持及び回復並びにその取組の歴史に対する事業者及び県 民等の関心及び理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を図るもの とする。

【趣 旨】

豊かで美しい県土づくりを推進するためには、常に環境の美化・保全の意識を持ち、行動することが求められることから、あらゆる機会を通じて環境の美化・保全に関する知識の普及を行うとともに、広報活動の充実について定めたものである。

【解 説】

1 県が環境問題に関する普及啓発事業をNPO法人等に委託して、事業者及び県民等に向けて、教育(美観の保持及び回復の必要性、その取組の歴史等)の実施や学習のための副読本の作成など、環境教育の推進に必要な施策を講ずるとともに、広報誌やポスターを通じた「県民一斉環境美化活動促進期間」の周知など普及啓発に努めることを規定している。

また、学校教育において、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うことが求められる中、本県においては、地域や伝統、文化への理解を深める教育に力を入れていることからも、「取組の歴史」に係る学習について、全国に先駆けた取組が期待される。

2 「取組の歴史」とは、里山、棚田、海岸線等が、後世に残すべき山口県の誇る べき風土として、先人により営々と守られてきた事実ないし経緯をいう。

(啓発)

第13条 知事は、環境美化施策を推進するため必要があると認めるときは、事業者及び県民等に対し、啓発を行うことができる。

【趣 旨】

県が環境美化施策を推進するに当たり、協力責務を負う事業者及び県民等に対し、 その施策の実施のために必要な助言、情報提供等を知事が行えるよう定めたもので ある。

【解 説】

県が、第4条に規定する環境美化施策を推進するに当たり、第5条及び第6条の規定によって協力責務を負う事業者及び県民等に対し、その施策の実施のため、公益性の観点から必要と認められるときは、知事は、助言、要請・依頼、情報提供等を行うことができることを規定している。

- 14	-
------	---